

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用に係る要領

令和7年2月6日 制定

(目的)

第1条 この要領は、愛知県（以下「県」という。）のブランド米である「愛ひとつぶ」の普及及び「愛ひとつぶ」若しくは「愛ひとつぶ」を利用した製品の消費拡大を図るために、県及び愛知県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）が定めた「愛ひとつぶ」の名称（登録商標第6233753号）及びブランドマーク（登録商標第6467973号、以下「マーク」という。）の適正な使用を推進するために必要な事項を定める。

(名称及びマークの仕様等)

第2条 マークの仕様等は、別紙（愛ひとつぶ Logo Manual）のとおりとする。

2 名称及びマークは、愛ひとつぶブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）を通じて県及び経済連から使用を認められた者（以下「使用者」という。）が使用することができる。

(使用者の責務)

第3条 名称及びマークの使用者は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 名称及びマークの使用は、「愛ひとつぶ」又は「愛ひとつぶ」を使用した製品の流通、販売及びPRに際する場合に限ること。
- (2) 名称及びマークを活用し、「愛ひとつぶ」が広く消費者に親しまれ定着するよう利用拡大に努めること。
- (3) 名称及びマークの使用に関する一切の責任は、使用者が負うものとする。
- (4) 名称及びマークと誤認又は混同を生じさせる類似の名称及び標章を使用してはならない。
- (5) 名称及びマークを第三者に使用させてはならない。
- (6) 名称及びマークを使用する際は、マークが登録商標である旨の表示を付するよう努めること。
- (7) 協議会が行う「愛ひとつぶ」に関わる調査等に協力すること。
- (8) 協議会は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。
なお、この場合に発生する損害は、使用者が負うものとする。

(使用の条件)

第4条 名称及びマークの使用者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 「愛ひとつぶ」を使用した製品を作る場合は、使用割合が100%となる製品作りを基本とすること。
- (2) 他品種を混合した製品を作る場合は、「愛ひとつぶ」の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- (3) 消費者などから製品について問われた場合には、消費者の誤解を招かないよう対応すること。

(使用申込と回答)

第5条 名称及びマークを使用しようとする者は、あらかじめ、別紙様式1（使用申込書）を協議会に提出し、協議会から使用を認める旨の回答を得なければならない。

ない。

- 2 協議会は、前項の規定に基づき名称及びマークを使用しようとする者から別紙様式1（使用申込書）の提出があった場合は、内容を確認し、本要領に適合すると認めるときは、県及び経済連に別紙様式2（使用許可申請書）による許可申請を行うものとする。
- 3 県及び経済連は、協議会から別紙様式2（使用許可申請書）の提出を受けた場合は、許可の可否について判断し、協議会に回答（参考様式）するものとする。
- 4 協議会は、県及び経済連より使用の許可が得られた場合には、別紙様式3（使用登録書）により使用を認める旨の回答を行うものとする。
- 5 名称及びマークの使用者が、その使用を中止しようとする場合は、別紙様式4（使用中止届出書）により協議会に使用中止を届け出なければならない。
- 6 協議会は、毎月末日までに受け付けた別紙様式1（使用申込書）について、翌月末日までに回答を行うものとする。

（名称及びマークの使用料）

第6条 名称及びマークは、広く消費者等に周知を図り、「愛ひとつぶ」及び「愛ひとつぶ」を利用した製品の消費拡大を図るものであるため、その使用料は無料とする。

（使用の取り消し）

第7条 協議会は、使用者に、第3条又は第4条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、県及び経済連と協議の上、次の措置を必要に応じて講じることとする。なお、このことによって生じた損失等については、全て使用者が負担するものとする。

- （1）指導及び是正処置の請求
- （2）名称及びマーク使用の取消しと既使用製品・シールの回収・廃棄
- （3）条件に反する行為をした者の氏名等の公表
- （4）訴訟

（名称及びマークの適正使用）

第8条 協議会は、名称及びマークの適正な使用を確認するため、必要に応じて使用者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用者は適切に対応しなければならない。

- 2 名称及びマークの使用者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに協議会に報告しなければならない。
- 3 協議会は、前項の規定により情報を入手した場合は、情報収集、必要に応じて実態調査等を実施し、事実の確認に努め、無断使用であった場合は、本要領の趣旨を踏まえ、無断に使用している者に対し、厳正に対処するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月6日から施行する。

別紙様式 1

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用申込書

年 月 日

愛ひとつぶブランド化推進協議会会長 様

住 所
事業者名
代 表 者

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマークの使用に係る要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり名称及びブランドマークの使用を申請します。

なお、使用に際しては、要領を遵守し、適正に取り扱いを行います。

記

1 使用内容

(1)使用目的	
(2)商品名	
(3)販売期間	
(4)販売先	
(5)販売数量	
(6)販売価格	
(7)特記事項	

2 申込責任者の連絡先

(1)住所	(〒 -)
(2)所属・部署名	
(3)職名・氏名	
(4)電話・ファックス	
(5)e-mail	

別紙様式 2

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用許可申請書

年 月 日

愛知県知事 殿
愛知県経済農業協同組合連合会 代表理事理事長 様

愛ひとつぶブランド化推進協議会会長

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマークの使用に係る要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり名称及びブランドマークの使用の申請がありました。

つきましては、要領第5条第2項の規定に基づき、名称及びブランドマークの使用許可を申請します。

記

- 1 申請内容
別紙様式 1（使用申込書）のとおり

担 当
電 話

別紙様式 3

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用登録書

年 月 日

事業者名
代表者

愛ひとつぶブランド化推進協議会会長

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用に係る要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、年 月 日付けで提出のあった使用申込書については、要領第5条第4項の規定により使用を認めます。

つきましては、下記のとおりデータを送付しますので、要領を遵守し、適正な使用をお願いします。また、不正な使用に関する情報がありましたら、速やかに報告してください。

記

ブランドマークデータの内容

フォルダ名	ファイル名	ファイル数
原本ファイル	color.ai	1
	color.jpg	4
	color.png	4
-	「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用に係る要領.pdf	1

担 当
電 話

別紙様式 4

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用中止届出書

年 月 日

愛ひとつぶブランド化推進協議会会長 様

住 所
事業者名
代 表 者

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマーク使用に係る要領第 5 条第 5 項の規定に基づき、その使用を中止したので下記のとおり届け出ます。

なお、使用中止にあたっては、当該名称及びマークが付された製品等は一切ありません。

記

1 使用を中止した年月日

2 使用を中止した理由

3 その他

(参考様式)

番 号
年 月 日

愛ひとつぶブランド化推進協議会会長 様

愛知県農業水産局長
愛知県経済農業協同組合連合会
代表理事理事長 ○○○○

「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマークの使用許可について

令和 年 月 日付け○愛ひとつぶ協第○○○号で申請のありました「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマークの使用許可について、下記のとおり回答します。

記

1 「愛ひとつぶ」の名称及びブランドマークの使用を

許可する / 許可しない

2 許可しない場合の理由

担 当
電 話